

【記載例】

令和7年12月1日

公益財団法人21あおり産業総合支援センター理事長 殿

【記載のポイント】

申請書等の日付は和暦で記載

住 所 青森市新町二丁目4番1号

補助事業者 名 称 21あおり産業株式会社

代表者職氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

【記載のポイント】

申請書等の日付は和暦で記載

新事業展開等促進補助事業申請書

【記載のポイント】

押印は、会社印ではなく「代表者印」

令和7年度において実施する新事業展開等促進補助事業について、補助金の交付を受けたいので、交付要領に定める要件等の全てを了解した上で、下記1の書類を添えて提出します。

また、当社は「新事業展開等促進補助金」の交付を受ける者として、下記2のいずれの事項にも該当しません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

記

1 提出書類

- (1) 事業計画書
- (2) 会社の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）
- (3) 定款の写し（個人事業主の場合は、開業届）、登記事項証明書
- (4) 直近2期分の決算報告書
- (5) センター理事長が必要と認める書類

※創業間もない事業者の場合は、(4)の決算書は提出可能な分を提出。

※開業前の者は、(1)及び(5)のほか、創業計画案を別途提出すること。

※特別枠（②最低賃金枠）での申請の場合は、別に定める根拠資料を添付すること。

2 補助金の交付を受ける者として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (5) 過去に補助金等の不正使用等事案がないこと。

事業計画書

1 申請者の概要

名 称	21あおもり産業株式会社		
代 表 者	役 職 ・ 氏 名	役 職 ・ 氏 名	
所 在 地	〒 030-0801 青森市新町二丁目4番1号 ○○ビル7階 TEL: 017-777-4066 FAX: 017-721-2514		
資 本 金 等	資本金:	10,000千円	従業員数: 20人
連 絡 窓 口	電 話 番 号		
	F A X 番 号		
	担 当 者 名	※ 担当部署・役職名も記載してください。	
	E - m a i l	※ 代表アドレスではなく、直接やりとりされる方のアドレスを記載してください。【@21aomori.or.jp から のメールを受信できること。】	

2 会社等概要（業種、業務内容、主要商品等を記載すること。）

当社は平成〇年に創業し、これまで〇年に渡って食品製造業を営んできた。地元の農林水産物を活用した食品の製造、販売を行っており、主な商品は、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇となっている。

【会社の概要がわかる書類：会社案内、パンフレット等の資料を添付してください。】

3 事業内容

(1) 区分

(ア) 新事業開発コース（新商品・新技術・新役務（サービス）の開発及び試作品の販路開拓）

○印	補 助 事 業 者	補助率
	① 創業者又は県内に事業所を有し、経営の革新を行おうとする中小企業者	1/2以内
	② 中小企業者以外で、経営の革新を行おうとする県内のNP 〇法人、農事組合法人等	1/2以内
	③ 上記①、②のいずれかと農林漁業者の連携体	1/2以内
	④ ①～③のうち、特別枠（県重点推進分野枠）の場合	2/3以内
	⑤ ②～③のうち、特別枠（最低賃金枠）の場合	2/3以内

<重点推進分野の種類（該当する事業に○）>※④に○印を付した場合は記入願います。

a アグリ関連事業

本県の強みである食を更に伸ばし、生産性・収益性を向上させていく取組

今回、新事業開発コースは、公募していません。

（医療・健康福祉関連産業（医福工連携分野、サービス分野、プロダクト分野）、生活関連サービス産業等）

c GX関連事業

カーボンニュートラル実現に向けた対応を成長の機会として捉える経営革新の取組や本県の強みであるエネルギーを生かし、関連産業を創出していく取組

d DX関連事業

デジタル技術を活用した経営革新の取組

e 知的財産活用事業

知的財産を活用した企業経営に資する取組

f その他経済を回す取組及び事業

国内外からの投資を呼び込み、域内循環を進める取組

新しい生活様式に対応した取組

(観光関連産業、物流関連産業、情報関連産業等)

(イ) 販路開拓コース (既存商品の販路開拓)

○印	補 助 事 業 者	補助率
○	① 創業者又は県内に事業所を有し、経営の革新を行おうとする中小企業者	1/2以内
	② 中小企業者以外で、経営の革新を行おうとする県内のNP O法人、農事組合法人等	1/2以内
	③ 上記①、②のいずれかと農林漁業者の連携体	1/2以内

(2) 補助事業名 (内容を表現する適切な名称を簡潔に記載すること。)

自社製品である青森県産農林水産物を活用した機能性食品の販路開拓

【事業内容が分かる事業名としてください。】

(3) 事業の目的

① 経緯 (今回の補助事業申請に至った経緯を記載すること。)

- ・近年の消費動向は、低価格商品、高付加価値・高価格商品の売上が伸びる二極化傾向にあり、当社においてもこだわりの高価格商品の売上が増加傾向にある。
- ・また、近年の機能性食品の市場規模は〇〇億円であり、消費者の健康志向の高まりにより、今後も拡大傾向が続くと予想される。
- ・そのため、今回の補助事業において、市場規模が大きい首都圏等での販路を開拓し、売上げ向上を図るものである。

【今回の補助事業の申請に至った経緯について、具体的ニーズ、市場規模、将来性、社会的背景を踏まえて分かりやすく記載してください (なるべく具体的な数値も記載してください)。】

② 目的 (今回申請する補助事業の目的を記載すること。)

- ・地元の農林水産物である、△△△△、□□□□に多く含有される☆☆☆☆を活用した機能性食品を首都圏等の展示商談会でPRし、商談を行うことで、新たな販路開拓を行う。
- ・また、本助成事業の成果は、地元の農林水産物消費の増加のみならず、青森県産品の「安心・安全」に加え、「健康」という新たなブランドイメージの構築につながるものである。

【補助事業に係る自社の目的のほか、業界や地域、消費者等への波及効果 (商店街の空き店舗活用、まちづくり、環境等への貢献等) について記載してください。】

(4) 事業の目標 ※網掛け部分は、販路開拓コースの対象外の目標

※①～④のうち、目標として設定した項目に○印を付し、必要事項を記載すること。

○印	事業の目標
○	① 補助事業終了後の付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率が3%以上である。
	② 補助事業終了後1年以内に給与支給総額年率平均1.5%以上増加させる。
	③ 補助事業終了後、3年以内に事業化する。
	④ 自社で独自に目標を設定する場合（以下に具体的な内容を記載願います。）

※①、②両コース共通、③は新事業開発コースのみ、④は販路開拓コースのみ。

【記載のポイント】

基準年度は、申請者の直近会計年度における決算書からの転記。

(単位:千円)

項 目	基準年度※	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
売上高 (a)	100,000	102,000	104,000	106,000
経費 (b)	95,000	95,500	96,000	96,500
営業利益 (c = a - b)	5,000	6,500	8,000	9,500
経費のうち人件費 (d)	65,000	66,000	67,000	68,000
〃 減価償却費 (e)	5,000	5,000	5,000	5,000
付加価値額 (f = c + d + e)	75,000	77,500	80,000	82,500
伸び率 (%)		3.3	6.6	10
全従業員数 (g)	20	21	21	21
一人当たり付加価値額 (f ÷ g)	3,750	3,690	3,809	3,928
伸び率 (%)		△1.6	1.5	4.7
給与支給総額	45,500	46,200	46,900	47,600
伸び率 (%)		△1.5	3.0	4.6
事業場内最低賃金 (円)	898	908	918	928
地域別、特定（産業別）最低賃金 (円)	822			
地域別、特定（産業別）最低賃金に該当する従業員数 (h)	5			
(h) の割合 (h ÷ g) × 100	25			

※基準年度は、申請段階での直近実績を転記すること。

※地域別、特定（産業別）最低賃金は、該当する高い方の賃金を記載すること。

※備考（算出根拠を記載）

(5) 事業内容

① 事業の内容

・首都圏等の展示商談会に出展し、青森県産品の△△△△、□□□□に含まれる機能性食品の販路を開拓する。

【本申請書で言う「事業」とは、補助金を活用して行う取組を指します。】

② 事業の新規性、特徴

・青森県産品の△△△△、□□□□は、疲労回復、滋養強壮、病気の予防等に効果があると言われており、生食用、加工食品として販売されているが、機能性食品として販売されている例はない。

【既存製品・サービスとの違いなどを、新規性・独創性等の観点から記載してください。】

③ 本事業における自社事業の位置づけ、将来展望

・当社では、自社製品を県内中心に量販店、小売店に卸すほか、インターネット販売も行っている。

・補助事業終了後は、高付加価値商品として県外向けの販売を強化し、当社中核商品として展開する予定である。なお、販売強化については、(公社)青森県物産振興協会のアンテナショップなどを活用するほか、大手百貨店へのアプローチを行うことにより、購買意欲の旺盛なシニア層をターゲットとして商品価値を高めていく。

【ターゲットとする市場とその規模、動向とともに、どのように販売していく予定なのかを記載してください。】

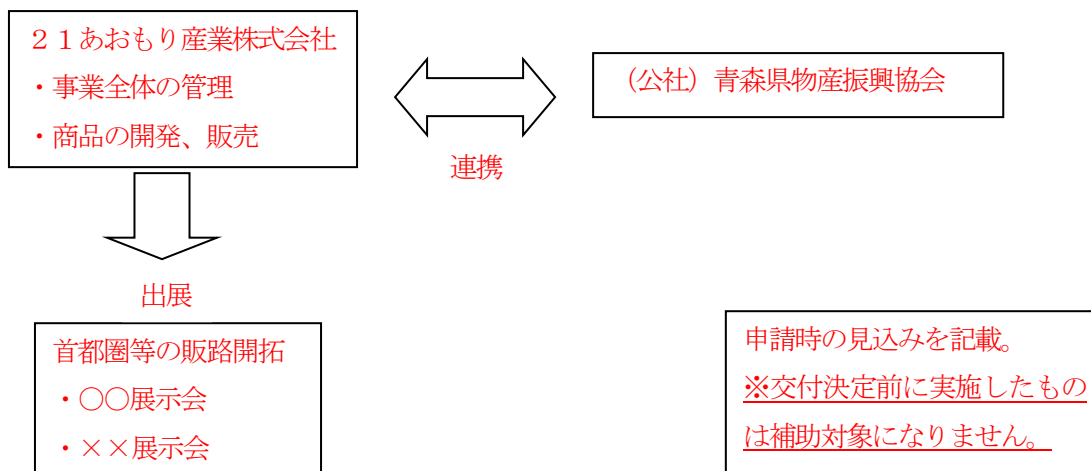
(6) 実施場所及び具体的な実施方法

〇〇展示会、××展示会に出展し、試食等による PR、商談を行う。

成約を取り付けるほか、成約に至らなかったとしても、バイヤーから十分なヒアリングを行い、商品のブラッシュアップを確実に行う。

【上記(5)の①の具体的な実施方法を記載してください。】

(7) 事業概略図、スキーム図（共同実施者（大学、企業等）がある場合は、必ず記載すること。）



(8) 実施期間

開始予定日

令和8年4月 1日

完了予定日

令和9年3月31日

(注) 他年度に渡る事業の内容を示す計画等がある場合には、それを添付すること。

4 補助要件の確認

(1) パートナリシップ構築宣言

本補助事業の応募には、パートナーシップ構築宣言の趣旨を踏まえた事業計画の作成が必要となりますので、下記の構築宣言の趣旨等を確認し、宣言の趣旨を理解のうえ、□をチェック（☑）してください。

☐ パートナリシップ構築宣言の趣旨等を理解しました。

- ・「パートナーシップ構築宣言」とは、企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取組である。
- ・企業は代表者の名前で、「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携」や、「親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守」に重点的に取り組むことを宣言する。
- ・青森県内の登録事業者は、令和6年10月9日現在で「383社」である。
- ・宣言企業は、ポータルサイト上に公表される。
- ・宣言企業は、名刺への記載など、ロゴマークを使うことができる。
- ・宣言企業は、国の一部補助金（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、事業再構築補助金など）において、加点措置が講じられている。
- ・下記、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトの内容を確認した。
<https://www.biz-partnership.jp/>

(2) くるみん認定

本補助事業の応募には、くるみん認定の趣旨を踏まえた事業計画の作成が必要となりますので、下記のくるみん認定の趣旨等を確認し、趣旨を理解のうえ、□をチェック（☑）してください。

☐ くるみん認定の趣旨等を理解しました。

- ・くるみん認定とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が申請することによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣から受けることができる認定である。

※認定基準等の詳細については厚生労働省ホームページ参照。

- ・一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき企業が策定することとされている、労働者の仕事と子育てに関する行動計画である。常時雇用する労働者が 101 人以上の企業は、行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされており、100 人以下の企業は努力義務とされている。
- ・くるみん認定企業は、厚生労働省ホームページ上に公表される。
- ・くるみん認定企業は、名刺への記載など、ロゴマークを使うことができる。
- ・くるみん認定企業は、公共調達において、加点措置が講じられる。
- ・下記、厚生労働省ホームページの掲載内容を確認した。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

(3) えるぼし認定

本補助事業の応募には、えるぼし認定の趣旨を踏まえた事業計画の作成が必要となりますので、下記のえるぼし認定の趣旨等を確認し、趣旨を理解のうえ、□をチェック（☑）してください。

☐ えるぼし認定の趣旨等を理解しました。

- ・えるぼし認定とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、女性の活躍推進に関する一定の要件を満たした場合に厚生労働大臣から受けることができる認定である。

※認定基準等の詳細については厚生労働省ホームページ参照。

- ・一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき企業が策定することとされている、労働者の仕事と子育てに関する行動計画である。常時雇用する労働者が 101 人以上の企業は、行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされており、100 人以下の企業は努力義務とされている。
- ・えるぼし認定企業は、厚生労働省ホームページ上に公表される。
- ・えるぼし認定企業は、名刺への記載など、ロゴマークを使うことができる。
- ・えるぼし認定企業は、公共調達において、加点措置が講じられる。
- ・下記、厚生労働省ホームページの掲載内容を確認した。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

5 加点事項の確認

(1) パートナーシップ構築宣言

交付申請日において、パートナーシップ構築宣言登録企業である。

☐ はい ☐ いいえ

※パートナーシップ構築宣言登録企業は、本補助事業の審査において加点措置を講じることとしております。

※交付申請日において、パートナーシップ構築宣言登録企業の場合は、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトのハードコピー等、その事実を確認できるものを添付してください。

(2) くるみん認定

交付申請日において、くるみん認定企業である。

☐ はい ☐ いいえ

※くるみん認定企業は、本補助事業の審査において加点措置を講じることとしております。

※くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんのいずれの認定であっても加点措置の対象となります。

※交付申請日において、くるみん認定企業の場合は、認定通知書のコピーを添付してください。

(3) えるぼし認定

交付申請日において、えるぼし認定企業である。

☐ はい ☐ いいえ

※えるぼし認定企業は、本補助事業の審査において加点措置を講じることとしております。

※えるぼし、プラチナえるぼしのいずれの認定であっても加点措置の対象となります。

※交付申請日において、えるぼし認定企業の場合は、認定通知書のコピーを添付してください。

6 事業スケジュール

開始予定日から完了予定日までのスケジュールを記載すること。

年月	R7 年度																						
事業実施内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月											
① 販促物の作成																							
② ○○展示会出展																							
③ ××展示会出展																							

(注) 事業実施内容欄には、事業実施方法に記載した内容毎に番号をつけ、その内容を記載すること。(例：①○○に係る開発、②○○の設計、③○○に係る検証、④○○の課題の解明、⑤○○の評価の実施、⑥試作品の製造、⑦試作品の出荷、⑧試作品の改良など)

(注) 項目毎に、実施する期間を矢印で記載すること。

7 同一又は類似内容での本制度以外の国、地方自治体、センター等の補助事業や委託事業等への申請の有無（該当する項目に○（有に○を付した場合は、具体的に記載すること。））

有	補助金又は委託費等名称	令和8年度青森県機能性食品販路開拓支援事業
	補助金又は委託費等事業主体 (省庁名、県名等)	青森県
	事業名	県産農林水産物を活用した機能性食品の販路開拓
	実施期間	令和8年4月1日～令和9年2月20日
無		

6 調査研究・開発研究等を委託する場合

(1) 委託の内容 展示商談会で使用する販促物（パネル）のデザイン及び制作 【外部へ依頼する内容を具体的に記載してください。】		【記載のポイント】 委託先が複数にわたる場合は、委託先ごとに項目6を記載してください。 <u>調査研究・開発業務にかかわらず、業務を外部企業等へ依頼する場合は、記載してください。</u>				
(2) 委託業者及び代表者名 〇〇デザイン株式会社 代表取締役社長 〇〇 ×× 【委託先の業者名及び代表者名を記載してください。】						
(3) 委託期間 <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">着手予定日</td> <td>令和8年10月25日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">完了予定日</td> <td>令和8年12月25日</td> </tr> </table>			着手予定日	令和8年10月25日	完了予定日	令和8年12月25日
着手予定日	令和8年10月25日					
完了予定日	令和8年12月25日					
(4) 委託する理由 〇〇デザイン株式会社は、業界トップシェアを誇る××社製品のデザイン制作を担当しており、数多くの実績があるほか、自社でデザイン制作に精通した者がいないことから、委託するものである。 【外部へ依頼しなければならない理由を、専門性、効率性の観点から記載してください。】						

(注) 委託事業がない場合は、添付を要しない。

9 中小企業等と農林漁業者の連携体の場合

(1) 連携内容 【連携する内容を具体的に記載してください。】								
(2) 連携者及び代表者名 【連携する内容を具体的に記載してください。】								
(3) 事業期間 <table><tr><td>着手予定日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>完了予定日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr></table>	着手予定日	年	月	日	完了予定日	年	月	日
着手予定日	年	月	日					
完了予定日	年	月	日					
(4) 連携する理由 【連携する理由を、専門性、効率性の観点から記載してください。】								

(注) 該当しない場合は、添付を要しない。

10 事業経費

(1) 経費内訳 (年度分) ※2か年事業の場合は、各事業年度ごと及び2年度合計の経費内訳をそれぞれ作成。

①総括表

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額	摘 要
謝 金				
旅 費	52,000	52,000	26,000	
事 業 費	760,000	760,000	380,000	補助上限額に注意
合 計	812,000	812,000	406,000	

②内訳表 ※網掛け部分は、販路開拓コースの対象外経費

(単位：円)

経費区分	内 容	補助事業に要する経費	補助対象経費	うち補助額	積算内訳
1 謝 金	(1) 謝 金				
	小 計				
2 旅 費	(2) 専 門 家 旅 費				
	(3) 職 員 旅 費	52,000	52,000	26,000	展示会出展 @13,000×4 人
	小 計		52,000	52,000	26,000
3 事業費	(4) 会 場 借 上 料	600,000	600,000	300,000	〇〇展示会 400,000 ××展示会 200,000
	(5) 通 信 運 搬 費				
	(6) 借 損 料				
	(7) 印 刷 製 本 費				
	(8) 資 料 購 入 費				
	(9) 集 計 ・ 分 析 ・ 調 査 費	※積算内訳欄には、 申請時点で予定している具体的内容、数量等を記載してください。 記載例) 印刷製本費：商品 PR 用パンフレット @200 円×1,000 部 ※別紙のとおり、として、具体内容を作成いただいても構いません。 ※消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。			
	(10) 広 告 宣 伝 費				
	(11) 翻 訳 料				
	(12) 原 稿 料				
	(13) 受 講 料				
	(14) 消 耗 品 費				
	(15) 原 材 料 費				
	(16) 備品費 (汎用機器除く。)				
	(17) 外 注 加 工 費				
	(18) 研 究 開 発 費				
	(19) 委 託 費	160,000	160,000	80,000	販促物デザイン,製作
	(20) 知 財 取 得 費				
	小 計	760,000	760,000	380,000	
	合 計	812,000	812,000	406,000	

(注) 消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

(注) 必要に応じて欄を追加して記入すること。

(2) 資金調達方法 (2年度分合計)

<補助事業に要する経費の調達一覧>

区分	金額 (円)	資金 調達先
1.自己資金	406,000	
2.補助金	406,000	
3.借入金		
4.その他		
5.合計額	812,000	

<「補助金」相当額の手当方法>

区分	金額 (円)	資金 調達先
2-1.自己資金	306,000	
2-2.借入金	100,000	〇〇銀行
2-3.その他		

(注) 合計額は (1) 経費内訳の2年度分合計の補助事業に要する経費合計と一致させてください。

(注) 補助事業終了後の精算となりますので、その間の資金の調達方法について記載してください。

連絡担当者職氏名 営業課 主任 青森太郎

電 話 番 号 017-777-4066